

# 止めよう! 変形労働制 10

## 1年単位の変形労働時間制では 教職員の命と健康が守れない!



小学校教員の約3割、中学校教員の約6割が過労死ラインである「月80時間以上」の時間外勤務をしている実態が、文科省の調査によって明らかになっています。まさに命を削って仕事をしている実感があるわけですが、この異常な長時間労働は、医学的に見てどうなのでしょう。

大原記念労働科学研究所慢性疲労研究センター上席主任研究員の佐々木司先生から資料をいただきましたので、数回に分けて紹介します。

### ●疲労とストレス

最初に、「疲労」というのはどういうものか、ということです。「疲労」と「過労死」の関係です。

実は、「疲労」の次に「過労」があり、その次に「疲弊」、それが「疾病」に至って、やがて「死」に至るとというのが、そのモデルです。「ストレス」を介して、「疲労」が「過労」に、「過労」が「疲弊」に、「疲弊」が「疾病」になるわけです。これは「日本産業衛生学会」の中にある「産業疲労研究会」で議論してきたことです。

ですから、科学的に言えば「過労死」という言葉は成立しないわけです。なぜなら「過労」では死なないからです。「ストレス」の解消が「過労死」を避ける一番の近道だということです。

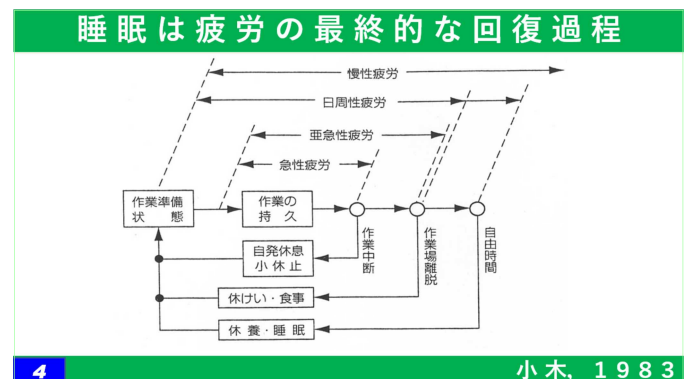


### ●疲労は労働時間だけが問題ではない

「疲労」というのは、実は回復する現象なのです。医学的には、「疲労」は「急性疲労」と「慢性疲労」に分けられます。睡眠や休養で回復しない「疲労」を「慢性疲労」と言います。

現代労働者の「疲労」というのは、労働時間の長さによって生じるのではなくて、拘束時間によって生じるということです。

「疲労」は、拘束あるところには、必ず生じます。変形労働制導入によって45分間の休憩時間が1時間に延びたとすれば、それだけ拘束時間が延び、「疲労」が生じます。



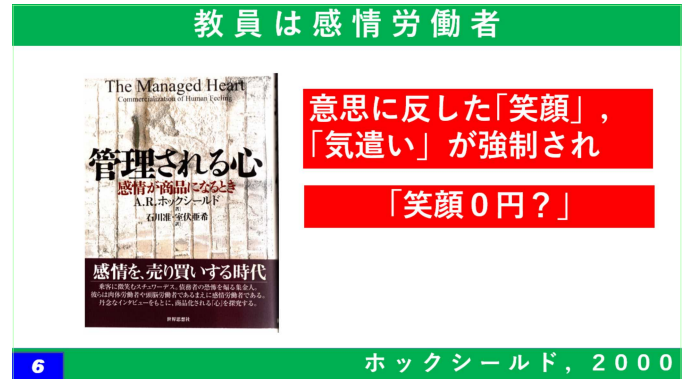
## ●教員の仕事は「感情労働」

次に、教員の仕事は「感情労働」だということです。

「疲労」から見れば、労働を3種類に分けることができます。最初にあるのは「身体的労働」です。ツルハシを持って働くような、身体が疲れる労働です。次は「精神的労働」、記憶を使う労働です。最後が「感情労働」です。

「感情労働」というのは、自分の意に反した笑顔や気遣いが強制される労働のことです。「笑顔0円」なんて言うファーストフードもその一例です。

「感情労働」は、「疲労」の回復が一番遅く、「ストレス」の解消が遅くなるという側面があります。なぜなら、「身体的疲労」や「精神的疲労」は大脳皮質だけを使えばよいので、回復が早いのです。一方、「感情労働」は、大脳の中枢を使っているということです。そこがやられてしまうと、回復も遅いし解消も遅くなるのです。みなさんの労働対象は、子どもたちですので、自分の思うままにはいかないわけです。そういう「感情労働」の典型的な例が教員です。



## ●変形労働時間制、3つの問題

### ①「感情労働」の時間が増える

所定労働時間が7時間45分から8時間45分になり1時間増えるわけですが、この1時間は普通の労働時間が増えるだけでなく、子どもと接する「感情労働」の時間が増えるのです。「感情労働」は極めて「ストレス」要因です。この「ストレス」が「疲労」を「過労」に、「過労」を「疲弊」に、「疲弊」を「疾病」にするので、ここが一番重要な問題になってきます。

### ②増える後半の1時間は、能率の点で過重になる

増える後半の1時間は、能率の点で過重になります。労働時間の最初で働いた場合と延長された労働時間で働いた場合とでは、全く能率が違うのです。それを同じように解釈していることは問題です。

### ③「後残業」で終わらず、「前残業」が増える

変形労働時間制によって所定の労働時間が延長されると、その分、さらに遅くまで残業することになります。それですと職場にいられるかということ、そうではなく帰らなくちゃいけないわけです。ということは、翌日の朝早く来て労働する。この「前残業」が増えることによって、先ほど申し上げた「ストレス」の解消ができなくなってしまうのです。

## ◎変形労働時間のその結果

まとめますと、変形労働時間制の結果、残業時間が増えます。現在は8時間30分の拘束で3時間1分の残業です。疲労の回復の速度が同じだとした場合には、拘束時間が1・2倍に増えますので、3時間28分の残業になってしまうのです。しかし能率が落ちて、その上「感情労働」が増えるので、残業がより増えます。それだけ「ストレス」が強まります。

そして、そのために「疲労」の回復ができないどころか、早出残業が増えてしまう。そのことによって睡眠に影響が出てしまうのです。

